

広島県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、大竹市選挙管理委員会から報告があつた。

平成三十年五月七日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
大竹市地域福祉会館	大竹市小方一丁目 20 番 1 号	平成 30 年 4 月 12 日